## 第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期計画)(案)に関する パブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

令和2年1月27日(月)から令和2年2月14日(金)

## 2 意見提出者数

- (1) 意見提出者数 4名
- (2) 意見提出件数 7件
- (3) 意見の内訳

番号	項目	件数(件)
1	再犯防止に関する意見について	5
2	成年後見制度に関する意見について	1
3	地域福祉に関する意見について	1
	7	

## 3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え 方を公表します。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見を一部要約しています。貴重なご意見を いただきまして、ありがとうございました。

番号	パブリックコメントによる意見	意見に対する市の考え方
	非行や犯罪をした人の立ち直りや犯罪	本市地域福祉計画・地域福祉活動計
	予防活動など、更生保護活動の最前線に立	画において、地域の支え合いには地域
	つ保護司は、地域における安全・安心のた	住民や地域の組織、各種団体など多様
	め昼夜活動をしており、今後も地域の再犯	な主体が連携・協働して活動に取り組
	防止活動の担い手である保護司の安定的	めるよう支援していくこととしており
	確保のための取組は喫緊の課題である。是	ます。
	非、活動の担い手を確保する取組への協力	また、「群馬県再犯防止推進計画」に
1	項目を設ける必要がある。	おいては、保護司を始めとした民間協
		力者の活動促進として、担い手の確保
		や活動の支援を推進していくとしてお
		り、本市におきましても、社会を明る
		くする運動等を通した再犯防止に関す
		る周知啓発等の活動を推進していくほ
		か、保護司を始めとした民間協力者の
		確保及び活動の支援について、関係機

関と連携した取組を推進して参りたい と考えております。 (国や群馬県の再犯防止推進計画を元に 「群馬県再犯防止推進計画」におい した、前橋地域福祉計画の加筆について) て、学校等における就学支援の実施等 として、児童生徒の非行の未然防止と 県の再犯防止推進計画には、生徒指導上の 問題を抱える中学校に生徒指導担当嘱託 いう取組が示されております。 員を配置し、生徒指導体制の充実を図ると 再犯防止を考える上で、非行の未然 ともに、関係機関との連携を強化しますと 防止という観点は非常に重要であると 2 考えており、ご意見にございます取組 の記載がある。 については本市でも進めているところ です。今後も国や群馬県の動向を踏ま え、関係機関と連携の上、取組を推進 して参りたいと考えております。 国の「再犯防止推進計画」では、新 (国や群馬県の再犯防止推進計画を元に した、前橋地域福祉計画の加筆について) たな協力雇用主の開拓・確保や協力雇 用主の活動に対する支援の充実等の具 県の再犯防止推進計画には、協力雇用主 の確保において、県が発注する建設工事競 体的施策を示しており、「群馬県再犯防 争入札参加資格審査において加点を行う 止推進計画」においても、同様の取組 が示されております。 と明記、また、協力雇用主の表彰も明記さ 本市では、令和2・3年度建設工事 れている。 3 入札参加資格審査の評価項目に、新た に「再犯の防止等への取組み状況評点」 として、協力雇用主登録をしている者 を加点の対象としております。 ご意見に基づいて、本市再犯防止計 画に協力雇用主など関係団体との連携 について記載をいたします。 (国や群馬県の再犯防止推進計画を元に 「群馬県再犯防止推進計画」において、 した、前橋地域福祉計画の加筆について) 国・民間団体等との連携の強化として、 協力雇用主制度において、アンケート調 市町村、関係機関・団体との連携の強 査では知られていないとの回答が 75.3% 化という取組の記載があり、本市とし となっている。また、前橋市には協力雇用 ても、群馬県が主催している、「群馬県 4 主会が組織されていることから、この支援 再犯防止・立ち直り支援ネットワーク をいただくことが必要である。 会議」に参加し、様々な関係団体の方々 と情報共有及び連携を図っておりま 保護観察対象者よりも多い起訴猶予者 等の入口支援対象者に対する取組も重要 な再犯防止施策である。また、入口支援だ 今後も、国、県、市町村それぞれの

けでなく、刑務所出所者等の福祉的支援を 行う必要もあり、検察庁・刑務所、少年院 のみならず、地域生活定着センターや更生 保護施設を明記する必要がある。

また、関係機関との連携だけでなく、市役所等の窓口対応に期待していることも 事実であり、犯罪歴だけで躊躇されず、一般的な支援を受けられる必要性がある。

また、宿泊場所や食事の提供だけでなく、社会適応訓練を行う更正保護施設の存在を明記する必要がある

役割を踏まえ、地域住民、関係団体など様々な方々がつながり、支え合うことで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを創る地域共生社会の実現を目指した取組を進めて参りたいと考えております。

計画書(案)を拝見した中で、高齢者の 増加が今後も続くことが伺えるし、介護認 定者数の増加、ひいては、認知症となる方 も増えていくことが想定されること、ま た、障害者の数も増えている傾向にありま す。このような状況を踏まえると、その 方々の権利や生活を支えていくことが重 要となってきます。

これに関して、今回の計画のなかで、「前橋市成年後見制度利用促進計画」の記載があります。この計画を見る分には、市で行うべき基本的で、概要的なことが記載されています。

この計画の具体的な実施にあたっては、 市でイニシアティブを取っていただき、関 係団体と調整を進め、市民が安心して利用 できるような制度設計を進めていただき たいと思います。

また、過日、前橋市と市社会福祉協議会 主催「楽しく学べる成年後見、笑、百科」 の講演会に行きました。成年後見制度については、名前はわかっても、実際にどのように利用していくのか、市民にはとっつようにはくい部分があると思います。そのようなことを踏まえると、市民の多くの方に制度の概要を周知していくことが、今後、益々必要と考えます。このようなセミナーは、多くの人を集める会場とともに、地区公民館で開催したり、市民向けパンフレットの 成年後見制度の利用促進においては、まず、制度の周知啓発が必要であると考えております。そのため、本年度より、市民向けとして、制度の基本的な内容についてのセミナーを開催し、また、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の各職員、生活保護ケースワーカー向けに制度に関する研修会を実施しました。

次年度以降も、引き続き制度の周知 啓発に関する取組を進めるとともに、 支援が必要な人が適切に制度を利用す ることができるよう、関係機関と連携 しながらきめ細やかな利用促進に努め て参ります。

5

作成をして配布したり、まずは周知が大事 ではと思いますので、お願いします。

再犯の問題については、デリケートで、また、個人にかかわることで、表舞台で議論 される機会が少ないと感じます。

前橋市内には、刑務所や鑑別所、少年院などが存在しているとともに、県仏教保護会でも、出所者を対象に支援していると伺っています。

また、保護司会や更生保護女性会等が、地道に支援していると思うが、なかなか市民の皆さんには地道がゆえに理解されていないと感じます。

国では、地方自治体に計画を作成するようにということだが、市町村任せにすることなく、国においても財政面も含めて、地方自治体の支援をお願いしたい。さらに、国の矯正施設が複数あることから、国(施設関係者)からも市とまずは意見交換からはじめ、情報の共有を図ることも必要ではないかと考えます。

再犯防止は、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、円滑に社会復帰することで、市民等が犯罪による被害を受けることを防止し、安全安心に暮らせる社会の実現を図るという目的があります。

そのため、まずは地域における再犯 防止に関する理解をさらに深めるため、周知啓発について継続して取り組むことで、再犯防止活動の機運を高めるとともに、関係機関との連携により取組を進めて参りたいと考えています。

高齢者が多くなり、母子家庭も増えています。アパートの若い人やひとり暮らしの人が増え、近所の人の名前も顔も知らない人も多くなっている。地域、近所での見守りや助け合いは大事です。若い人も引きこもっている人もいます。高齢者だけでなく、若者、子どもや子育て世代への見守りや助け合いや支え合いが進むといいと思います。あいさつするだけでも違います。

地域で支え合い、安全、安心、健康で暮らすまえばしのところで、町の自治会に高齢者の世代間交流のための補助金がでていますが、交流への補助でなく、支え合いのため、子どもから高齢者、障がい者、困っている人を地域の中で支え合うために補助して、町で支え合いの活動ができるようにしたらどうでしょうか。

近年、人と人とのつながりが希薄し、 引きこもりや8050問題、ダブルケ アなど、多様化、複雑化した課題を抱 えている世帯が増えています。

国においては、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた考え方が示されています。

本市においても、住民組織の活動や 近隣住民による支え合い活動といった 「互助」の力が一層重要になってきて いますので、支え合い活動に対して支 援していきたいと考えています。

また、市社会福祉協議会では、各町のサロンや見守り活動への助成のほか、地区社会福祉協議会の交流や研修

7

6

への助成金を令和2年度より一本化する予定であり、各地区の特色に合わせて、地区別計画に基づき、支え合い活動などに幅広く活用していただきたいと考えています。

今後、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、その体制へのバックアップである総合的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めていきたいと考えております。